

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の
一部を改正する省令について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第50号。以下「改正省令」という。）により、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号。以下「規則」という。）の一部が改正されることとなりました。

改正省令は、本日公布され、平成30年4月1日から施行されることとなります。

貴職におかれては、その内容について十分御了知の上、関係団体等への周知について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

第1 改正省令の内容

1 定期検査

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第12条第1項に規定する厚生労働省令で定める検査（以下「定期検査」という。）について、次の表の左欄に掲げる定期検査ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる検査項目の区分に応じ、一年につき同表の右欄に掲げる回数を限度として実施すること。（規則第12条関係）

定期検査	検査項目	回数
血液学的検査	血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST（GOT）、ALT（GPT）、ALP、 γ -GTP（ γ -GT）、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、AFP-L3%、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA	4回

画像検査	腹部エコー	4回
	造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI	2回

2 受給者証の様式

定期検査項目の変更に伴い、受給者証の様式（3ページ）を別紙のとおり改めるとすること。（規則様式第2号関係）

第2 施行期日

平成30年4月1日

受給者証様式 (3 ページ)

注意事項

1 (略)

2 この証を交付された方は、慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するため①から③までの定期検査を受けた場合、①及び②については年4回まで、③については年2回までは定期検査及びその診断のための費用(医科診療報酬点数表及び使用薬剤の薬価(薬価基準)によるものに限る)の自己負担分を支払う必要はありません。

①血液学的検査

※血液学的検査の対象となる検査項目は、赤血球数、白血球数、血色素(ヘモグロビン)測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、 γ -GTP(γ -GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、AFP-L3%、HB_e抗原、HB_e抗体、HBV-DNAとする。

②画像検査(腹部エコー)

③画像検査(造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI)

3～9 (略)

連絡先

社会保険診療報酬支払基金

(TEL)

事務連絡
平成30年4月2日

社会保険診療報酬支払基金
給付金支給管理部企画管理課 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置
法施行規則の一部を改正する省令について」の一部訂正について

平成30年3月30日付け健発0330第16号厚生労働省健康局長通知「特定B型肝炎
ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正す
る省令について」の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正します。

記

訂正箇所	正	誤
第1改正省令の内容 1 定期検査 (血液学的検査の検査項目)	赤血球数	血球数